

# 農業人材確保対策推進事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案指示書

## 1 委託業務名

農業人材確保対策推進事業委託業務

## 2 業務の目的

次代の本道農業を担う意欲と能力のある人材を育成・確保するため、これまでも国が主催する就農相談会などに道農業公社や市町村等が出展するなどの取組が行われてきたが、さらなる取組の強化を図るため、就農希望者と受入市町村等とのマッチングの機会を増やし、本道での就農を希望する方々が、自らにあった就農地を選択できるよう、就農フェアを開催し、市町村等の出展機会を確保する。

## 3 業務の内容

### (1) 北海道就農フェアの開催

目的： 就農希望者と市長村等とのマッチングを行う相談会を開催し、新規就農者の確保を図る。

内容： 札幌市内において、市町村等の出展者数が40ブースとなる相談会を1回以上開催する。

就農希望者の相談をスムーズに進行するため、受付時にエントリーシートを作成する。

エントリーシート等から相談会に参加した就農希望者の情報を収集する。

併せて就農への関心喚起、来場者確保に資する、農業見学バスツアーを1回以上開催する。

### (2) 事業実施報告書の作成

北海道就農フェアの業務の実施に係る実施報告書（収集した就農希望者の情報を集計・分析した結果を含む）を作成すること。

### (3) 企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施が困難となった場合の代案を含めること。

なお、代案についても、企画提案指示事項に沿った内容とすること。

## 4 実績報告書

事業終了後、速やかに実績報告書、収支精算書に次のものを添付して提出してください。

・委託業務実施報告書（A4版1部及び電子媒体）

## 5 提案に当たっての留意事項及び提案事項

### (1) 留意事項

ア 本事業で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

イ 第三者の著作権等を利用する場合は、使用許諾を得るなど関係法令を遵守すること。

ウ 各業務に要する概算経費を、別紙3の事業予算積算書により提出すること。

### (2) 提案事項

ア 北海道就農フェアの開催

相談会のテーマ（ねらい）、開催時期、場所、出展者確保のための効果的な募集方法、就農希望者確保のための効果的な周知方法等について、具体的に提案してください。

また、相談会当日について就農希望者がより多くのブースを訪問するような手法を提案してください。

イ エントリーシートの作成

相談会のスムーズな進行に必要な情報を具備しているエントリーシートの具体案を提案してください。

## ウ 農業見学バスツアーの開催

就農への関心喚起、北海道就農フェア来場者確保に資する、農業見学バスツアーのテーマ（ねらい）、開催時期、場所、参加者確保のための効果的な周知、募集方法等について、具体的に提案してください。

## 6 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）1月31日（火）まで

## 7 業務上の留意事項

- (1) 市町村のブース出展料を設定し、開催すること。  
なお、ブース出展料は道に納入する旨、関係市町村に対し周知すること。
- (2) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、道と受託者が協議して決定する。

## 8 予算上限額

4,256千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。

※ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

## 9 審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断します。

- (1) 企画提案者の適格性
  - ア 提案者の事業内容及び実績から見て、受託能力があるか。
  - イ 新規就農者確保に係る現状・課題に関して、相当程度の知識と適正な認識があるか。
  - ウ 事業を円滑かつ確実に実施するための資源、特性、ノウハウなどを持っているか。
  - エ 事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。
- (2) 企画提案内容及び業務遂行方法の妥当性
  - ア 本事業の目的及び背景を十分に理解し、それらを踏まえた基本コンセプトのもとに業務の提案がなされているか。
  - イ 北海道就農フェアは、就農に結びつく効果的な内容となっているか。
  - ウ 出展者及び就農希望者双方の確保が見込まれるものとなっているか。
  - エ 業務処理のスケジュールは妥当か。具体的で実現可能な内容となっているか。

## 10 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、コンソーシアムという。）とする。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2の1の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が、単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

## 11 手続き等

業務の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する場合は企画提案書の提出及び企画提案説明会への出席を要請します。

### (1) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和 4 年（2022 年）5 月 20 日（金）午後 5 時
- イ 提出書類 参加表明書及び参加表明事業者の概要
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）により 1 部提出してください。  
なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。
- エ 提出場所 北海道農政部生産振興局技術普及課担い手対策係

### (2) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和 4 年（2022 年）5 月 27 日（金）午後 5 時
- イ 提出書類 企画提案書及び事業予算積算書
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）により 10 部提出してください。  
なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。
- エ 提出場所 北海道農政部生産振興局技術普及課担い手対策係

### オ その他

- (ア) 企画提案書の記載に係る質問は、電話、ファックス等により令和 4 年（2022 年）5 月 26 日（木）までをお願いします。
- (イ) 企画提案書を提出しない場合には、電話、ファックス等により報告願います。  
なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものと見なします。

### (3) 企画提案書の作成方法

- ア 9 に記載の審査基準を参照の上、企画提案してください。
- イ 企画提案書を 1 ページ目とし、次ページに目次を付け、以降、企画提案の内容とし、最後に事業予算積算書としてください。
- ウ 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格 A 4 版としてください。
- エ 社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- オ 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現としてください。
- カ 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

### (4) プロポーザル審査会（企画提案説明会）

5 月下旬にプロポーザル審査会（企画提案説明会）を開催し、提案内容を聴取させていただきます。日時、場所、留意事項等については別途通知します。

なお、企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書の書面による 1 次審査を行うことがありますので、その場合は別途通知します。

## 12 企画提案の選定について

プロポーザル審査会において評価を行い、最も優れた企画提案を選定するものとします。また、審査結果を企画提案者全員に文書で通知します。

## 13 企画提案書の取扱

提出された企画提案書の著作権は、それぞれの企画提案者に帰属しますが、道が公表するこ

とが必要な場合には、提出書類を使用することが出来ることとします。

なお、提出された企画提案書は返却いたしません。

#### 14 業務委託について

原則として、道はプロポーザル審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼します。

ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合には、審査会で審議の上、失格となることがあります。

##### 【失格要件】

- (1) 提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

#### 15 担当部課（提出、問い合わせ先）

北海道農政部生産振興局技術普及課担い手対策係（担当：森本、上山）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階

TEL：011-204-5385（直通）、FAX：011-232-1091

#### 16 その他留意事項

- (1) 企画提案書提出に要する費用は、すべて企画提案者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。